第12年度（平成25年度）

半期ディスクロージャー

平成25年 4月 1日から

平成25年 9月30日まで

京都農業協同組合

㈱　資料における実績数字は、単位未満を切り捨てて表示しています。
したがって、合計欄の数字と合わない場合があります。
単位未満の端数がある場合は「0」、ない場合は「－」で表示しています。

半期ディスクロージャー

ＪＡ京都のあゆみ（沿革）……1

地域貢献情報……2

単体自己資本比率……4

収益の推移……4

信用事業のご案内……5

金融再生法債権区分にもとづく保全状況……7

貯金・貸出金の状況……8

有価証券の状況……9

金融ＡＤＲ制度への対応……10

反社会的勢力への対応……12

金融円滑化に向けた取り組み……12

個人情報保護方針……13

□　ＪＡ京都のあゆみ（沿革）

○平成12年８月１日	・北桑田郡内の京北町、美山町、船井郡内の園部町、八木町、日吉町、丹波町、瑞穂町、和知町の８つの総合農協と船井郡内の南丹酪農が合併し、「京都南丹農業協同組合」が誕生（組合員数13,000人）（郡名・町名はいずれも当時）
○平成14年４月１日	・ＪＡ京都誕生 京都南丹農業協同組合と福知山市農業協同組合が合併し、管内を１市８町とする新生「京都農業協同組合」（ＪＡ京都）が誕生
○平成14年11月30日	・酪農センター竣工 新酪農センターが完成し、酪農家の拠点としての利用を始める
○平成15年７月28日	・福知山支店新規オープン 福知山中央支店、福知山北部支店を統合し、ＪＡ共済ビルで営業を開始
○平成15年10月１日	・亀岡市農業協同組合との合併 府内で最大規模（正組合員数、事業取扱高）のＪＡとして再出発
○平成16年２月１日	・岩滝町農業協同組合、篠農業協同組合との合併 組合員数約２万8,900人（うち正組合員数１万9,000人）となり、貯金額は府内トップの約2,390億円
○平成16年５月１日	・綾部酪農農業協同組合との合併 酪農事業の飼養頭数、生乳生産量では府内シェア約76%を占めることになる
○平成16年５月31日	・稗吉支店を亀岡中部支店へ統合し移転・新築オープン 亀岡川東支店移転・新築オープン
○平成16年12月13日	・千代川支店を亀岡市街地支店へ統合して営業
○平成17年４月１日	・京都丹後農業協同組合との合併 組合員数約５万6,000人となり、事業量も府内の約４割を占める大規模ＪＡとなる
○平成17年７月19日	・亀岡市街地支店移転・新築オープン（10月亀岡大井支店へ名称変更）
○平成17年７月25日	・丹後地区、栗田・養老・橘・宇川支店をそれぞれ宮津・宮津府中・網野・間人支店へ統合
○平成18年１月15日	・久美浜支店移転・新築オープン（海部・神野・佐濃支店を統合）
○平成20年９月29日	・篠支店移転・新築オープン
○平成21年６月20日	・農畜産物直売所『たわわ朝霧』を亀岡市篠町に新築オープン
○平成22年４月26日	・亀岡支店・綾部支店をそれぞれ亀岡中央支店・福知山支店へ統合

平成25年９月末現在

◇設　　立	平成12年８月（京都南丹農業協同組合）	◇組 合 員 数	52,859人
	平成14年４月　京都農業協同組合	◇役　員　数	理事26名　監事５名
◇本店所在地	京都府亀岡市余部町天神又２	◇職　員　数	808人
◇出　資　金	108億円	◇為替店舗数	29店舗
◇総　資　産	4,733億円	◇単体自己資本比率	18.05%

□ 地域貢献情報

当ＪＡは、平成25年９月現在、京都市右京区（京北地域）、南丹市、京丹波町、亀岡市、福知山市(注1,2)、綾部市(注2)、舞鶴市(注2)、与謝野町、京丹後市、宮津市および伊根町を事業区域とし、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当ＪＡの資金は、その大半が組合員の皆さまからお預かりした大切な財産である「貯金」を源泉とし、資金を必要とする組合員の皆さまや、地方公共団体などにご利用いただいています。

また、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて事業活動を展開し、ＪＡの総合事業を通じて各種金融機能・サービスを提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助けあいを通じた社会貢献につとめています。

（注１） ただし三和、夜久野地域を除く。
（注２） ただし、福知山市の中六人部・下豊富・大江地域、綾部市および舞鶴市の区域については、旧綾部酪農農業協同組合の組合員、その家族および後継者に限るものとする。

（単位：人）

	平成25年９月末現在
組合員数	52,859
内、正組合員数	26,617
内、准組合員数	26,242

⑴ 地域からの資金調達の状況

① 貯金・積金残高

組合員の皆さまはもとより地域の皆さま、地方公共団体、法人や地域団体のご利用によりお預かりしています。定期貯金をはじめ普通貯金、定期積金、総合口座など、目的や金額、預入期間にあわせてご利用いただいています。

（単位：百万円）

お預かり先	平成25年９月末残高
組合員	352,384
組合員外	79,846

② 貯金募集の状況

組合員とのふれあいを大切にし、全職員により貯蓄増強運動に取り組んでいます。

給与振込指定者向け定期積金、年金受給者向け定期積金により目的貯金、目標貯金をご提案しています。また、サマーキャンペーン、ウィンターキャンペーンによりボーナス時に定期貯金をおすすめしています。

取り扱いの貯金商品については、「信用事業のご案内（5 頁）」をご覧下さい。

⑵ 地域への資金供給の状況

組合員をはじめ、地方公共団体、土地開発公社、地域団体、地域住民の皆さまの暮らしや農業の発展、地域経済の向上に寄与できる資金をご融資しています。

（単位：百万円）

ご融資先	平成25年９月末残高
組合員	39,276
地方公共団体	8,708
その他	8,604

⑶ 地域密着型金融への取り組み

① 制度融資取り扱い状況

農業近代化資金など主に認定農業者の農業経営をさらに発展させるための資金としてご利用いただいているほか、行政や各種団体と連携し農業集落排水事業や農業基盤整備事業にもご利用いただいています。

その他 、日本政策金融公庫などの取り次ぎもしています。

② 融資商品

農業融資を基本とし、営農促進のための資金をはじめ、農作物加工など六次産業参入のための資金や異常気象などによる罹災農家支援のための商品を備えるほか、組合員の皆さまのニーズにあわせた各種ローンを取り揃えています。また、地域振興資金や共同利用設備資金などを地域団体にもご利用いただいています。

取り扱いの貯金商品については、「信用事業のご案内（6 頁）」をご覧下さい。

⑷ 文化的・社会的貢献に関する事項

① 地域社会に貢献する活動

- 次世代を担う子供たちに農業やＪＡを知ってもらうため、ＪＡの子ども雑誌「ちゃぐりん」を活用した取り組みや食農教育の一環として「あぐりキッズスクール」を開催するなど、親子で集える催しを実施しています。
- ＪＡ京都少年野球教室を開催し、地域の小学生の親睦と交流につとめています。
- 全共連と共同して、小･中学生を対象に書写教育への貢献を目的として「書道コンクール」を、また、児童・生徒の図画工作・美術教育の高揚と交通安全思想を幅広く社会に訴えることを目的として「交通安全ポスターコンクール」をそれぞれ開催しています。
- 対象者別の交通安全教室を全共連と共同して開催し、交通安全への意識付けや危険性の疑似体験教育などにより交通安全を呼び掛けています。
  また、交通事故などによる地域での救急蘇生に備え、全支店に「ＡＥＤ」を配備しています。
- 学校の要請に応え、体験学習の場を通じて農畜産物や農業への理解を深める機会を設けるほか、小学校へは農業にかかわる副読本「ぼくとわたしのまちの農業」を計画的に謹呈し授業に使用していただくなど学校教育に賛助しています。
  亀岡市の別院中学校区では学校支援地域本部事業に参加し、学校支援ボランティア活動として農園活動に係る営農指導を行っています。
- 日本赤十字社による献血運動への積極的な参加を役職員で行っています。

② 「ひとり暮らし高齢者等の見守り支援」の取り組み

京丹波町の依頼を受けて、ＪＡ職員が外務活動を通じて高齢者世帯への声かけを行い、異変を発見した時や相談を受けた場合は町役場に連絡するという「ひとり暮らし高齢者等の見守り支援」を行っています。

③ 「安心救急ステーション」の取り組み

京北支店では、京都市の安全・安心のまちをめざす取り組み「安心救急ステーション」に登録し、近くで救急事案が発生した際に、119番通報や応急手当などを行います。

④ 「要支援者発見・通報事業」の取り組み

亀岡市の「要支援者発見・通報事業」は、様々な理由により社会から孤立状態にある方々の家庭での「孤立死」を防ぐことを目的としており、市内の個人宅を訪問している事業者が日常業務の中で気づいた異変を市に通報するというもので、当ＪＡも市と協定を結んで積極的に取り組んでいます。

⑤ 安心して暮らせる地域づくりのための取り組み

「認知症サポーター」の養成研修を受け、認知症の正しい知識を身に付けるとともに、適切に対応できる職員が活動する態勢を講じています。

また、京都府の「京都高齢者安心サポート企業」に登録しています。

⑥ 利用者ネットワーク化への取り組み

「ＪＡ女性部」を各地で結成し、幅広い年代層が参加できる研修や催しを開催するとともに、家庭菜園の普及拡大をはかり、安全・安心な食物により家族の健康を守る提案を行っています。

年金受給者による「年金友の会」を組織し、グラウンド･ゴルフ、ゲートボール、講演会、旅行などを通じて健康増進や各地域の会員相互間の親睦をはかっています。

⑦ 情報提供活動

ＪＡと組合員を結ぶパイプ役として、当ＪＡの活動を中心に営農や暮らしに役立つ情報を紹介した広報誌「ぱあとなぁ～」を毎月１回発行するとともに、地域住民に向けてタウン版「ぱあとなぁ～」を発行してＪＡの情報発信を行っています。また､ホームページを開設して、インターネットにより情報発信しています。

ホームページアドレス　http://www.jakyoto.com

⑧ 店舗体制

北は京丹後市、南は亀岡市にわたる地域に29の為替店舗、60台のＡＴＭを設置し、地域の皆さまにご利用いただいています 。

また、府内５ＪＡ・99店舗により京都府内をカバーする最大級のネットワークです。

（平成25年10月１日現在）

□　単体自己資本比率（国内基準）

（単位：百万円）

項　　目	平成25年3月末	平成25年9月末
自己資本総額	24,756	25,442
リスク・アセット総額	140,088	140,952
自己資本比率（%）	17.67%	18.05%

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本総額}}{\text{リスクアセット総額}} \times 100 = 18.05\%$$

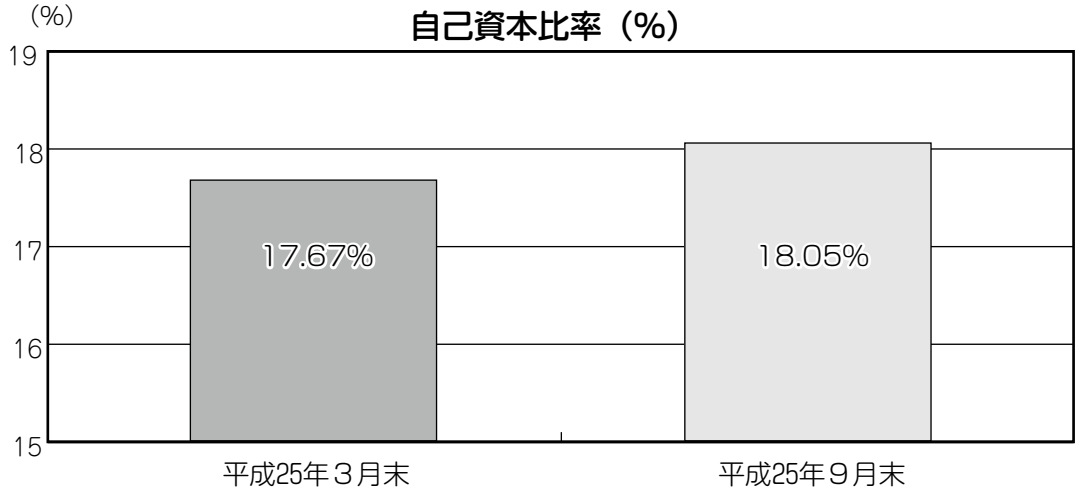

解　説

① 平成19年３月末より、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農林水産省告示２号）の規定に基づいて自己資本比率を算出しています。

② ９月末の単体自己資本比率は、25年３月末のオペレーショナル・リスク相当額、および25年９月末の自己資本額・信用リスク・アセット額にもとづき算出しています。

□　収益の推移

（単位：百万円）

	平成25年３月末	平成25年９月末
経常収益（事業収益）	16,831	8,582
信用事業収益	3,975	2,149
共済事業収益	3,249	1,603
農業関連事業収益	8,395	4,271
その他事業収益	1,210	556
経常利益	1,744	1,009
当期剰余金	1,284	714
剰余金配当金額	97	
・出資配当の額	30	
・事業利用分量配当の額	66	

注　経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
　　当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

□　信用事業のご案内

信用事業は、貯金、貸出、為替などの金融業務を行っており、地域のメインバンクとしての役割と機能を発揮するとともに、「ＪＡバンクシステム」のもと、より一層の「安心、安全」と「高度な金融サービス」をお届けできるようつとめています。

◇貯金業務

組合員はもちろん、地域の皆さまや事業主の皆さまからの大切なお金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金をお客様の目的、期間、金額にあわせてご利用いただいております。

なお、「決済用貯金」として「普通貯金無利息型（決済用）」と「総合口座（普通貯金無利息型）」をご用意しております。

種　　類		預入期間	最低預入金額	特　　徴
当座貯金		無制限	1円以上	事業資金など決済に用いる口座。
普通貯金		無制限	1円以上	個人の財布代わりに、振込や振替などの決済機能を加えるとより便利に。（キャッシュカード有）
納税準備貯金		無制限	1円以上	納税など目的通りの払い出しで非課税に。
総合口座		無制限	1円以上	貯める・借りる・支払うの３機能付き。（キャッシュカード有）
貯蓄貯金		無制限	1円以上	入出金が自由で、預入残高に応じて金利の変わる有利な貯蓄性貯金。（キャッシュカード有）
通知貯金		７日以上	５万円以上	資金の一時保管的貯金。７日間経過後は、２日前の通知で払い出しができる。
定期積金		６ヶ月～５年	1,000円以上	毎月、一定額を一定期間積み立てて、無理なくコツコツと貯める貯金。
積立定期貯金		１年以上	1円以上	積立方式をとりながら、定期貯金を兼ね備えた有利な貯金。
期日指定定期		３年以内	1円以上300万円未満	１年が過ぎると１ヶ月前の予告で、いつでも必要額の払い出しができる。
スーパー定期		１ヶ月以上５年以内	1円以上	期間・金額など幅広く利用できる。
大口定期		１ヶ月以上５年以内	1,000万円以上	金利が他の貯金より有利。
変動金利定期		１年以上３年以内	1円以上	６ヶ月ごと自動的に金利を見直し。
据置定期貯金		５年据置期間（６ヶ月）	1円以上1,000万円未満	６ヶ月経過後は払い出しが自由。預入期間により、金利がステップアップ。半年複利で有利な貯金。（但し、取扱期間は限定）
財形貯蓄	一般財形	３年以上	1円以上	財形貯蓄（財産形成貯金）は、勤労者を対象とした貯蓄。給料からの自動振替で、手間なく蓄えられる。
	年金財形	５年以上	両方合算で550万円まで非課税	
	住宅財形			

◇貸出業務

組合員への融資をはじめ、地域住民の皆さまの暮らしや、農業者・事業者の皆さまの事業に必要な資金をご融資しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへも貸出し、地域経済の資質向上・発展に貢献しています。

さらに、日本政策金融公庫などの融資申込みの取り次ぎも行っています。

商　品　名	貸出期間	貸出金額	特　　徴
ＪＡ住宅ローン	３５　年　以　内	5,000万円以内	住宅の新築、増改築、土地購入等の資金など。
ＪAリフォームローン	10年6ヶ月以内	５００万円以内	住宅の増改築、改装、補修、その他住宅に付帯する設備資金など。
ＪA賃貸住宅ローン	３０　年　以　内	４　億　円　以　内	不動産の有効利用に必要な資金に。（賃貸住宅建設、増改築、改装、補修など）
ＪA資産活用ローン	３０　年　以　内	４　億　円　以　内	貸店舗、貸事務所、貸駐車場等建設、造成補改修資金など。
ＪAマイカーローン	７　年　以　内	500 万円以内	自動車・バイク購入、点検・修理・車検費用など。
ＪＡ教育ローン	13年6ヶ月以内	500 万円以内	就学子弟の入学金・授業料・学費など。
ＪAフリーローン	５　年　以　内	300 万円以内	主に生活に必要な資金。（ただし、負債整理・事業資金を除く）
ＪA農機具ローン	８　年　以　内	200 万円以内	農機具の購入・修理に必要な資金に。
農業経営資金	資金使途により異なる	貸付限度の範囲内	設備・運転資金、農地取得資金など。
ＪＡ京都農業チャレンジ資金	資金使途により異なる	貸付限度の範囲内	設備・運転資金（農業者の農産物加工・販売など）、災害対策資金。
ＪA大型農家ローン	１年ごとに更新	1,500万円以内	営農に必要な資金。
営農ローン	１年ごとに更新	300 万円以内	営農に必要な資金。
ＪAカードローン	１年ごとに更新	50 万　円　以　内	生活に必要な資金。（新規取り扱いはありません。）
共済証書担保貸付	１０　年　以　内	貸付限度の範囲内	生活および事業に必要な資金。

このほか各種資金を取り揃えています。

◇為替業務

全国のＪＡ・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当ＪＡの窓口を通じて全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手の取立てが安全・確実・迅速にできる内国為替を取り扱いしています。

◇サービス・その他

当ＪＡでは、オンラインシステムを利用して、各種自動受け取り、各種自動支払いや事業主の皆さまのための給与振込サービス、口座振替サービスなどを提供しています。

また、全国のＪＡはもちろん、ゆうちょ銀行、三菱東京ＵＦＪ銀行、コンビニ（セブンイレブン、ファミリーマート、サークルＫサンクス、ローソン等）の全国約 8万8,000台のＡＴＭが手数料無料 (注 1) でご利用可能となりました。その他の銀行、信用金庫のＡＴＭでもこれまでと同様に現金のお引き出しがご利用いただけます。（所定の手数料が必要です。）

さらに、パソコン、携帯電話から残高照会や振込ができる「ＪＡネットバンク」もご利用いただけます。

その他、ライフスタイルに合わせてお選びいただけるＪＡカードも取り扱っています。

（注 1）残高照会はすべての時間帯で、入出金取引は平日 8時45分から18時までが手数料無料となります。

□　金融再生法債権区分にもとづく保全状況

平成25年９月末

（単位：百万円）

債権区分	債権額	保全額			
		担保	保証	引当	合計
破産更正債権およびこれらに準ずる債権	972	229	221	522	972
危険債権	1,239	466	295	263	1,026
要管理債権	159	74	－	23	97
小計	**2,372**	**770**	**517**	**809**	**2,097**
正常債権	54,282				
合計	**56,654**				

債権区分	債権額		
	平成25年３月末	平成25年９月末	増減
破産更正債権およびこれらに準ずる債権	922	972	50
危険債権	1,366	1,239	▲ 126
要管理債権	200	159	▲ 41
小計	**2,489**	**2,372**	**▲ 117**
正常債権	54,677	54,282	▲ 394
合計	**57,166**	**56,654**	**▲ 512**

注　本表は「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号）第６条にもとづき、貸借対照表の貸出金、その他信用事業資産中の未収利息ならびに信用仮払金の各勘定（信用事業総与信）について、債務者の財政状態および経営成績を基礎として区分したものです。

① 「破産更正債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続き等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

② 「危険債権」とは、経営者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営状態が悪化し、契約に従った債権元本の回収および利息の受取が出来ない可能性の高い債権です。

③ 「要管理債権」とは、３ヶ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権です。

④ 「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記①から③に掲げる債権以外の債権です。

□　貯金・貸出金の状況

（単位：百万円）

	平成25年３月末	平成25年９月末	増　減
流動性貯金	125,635	127,996	2,361
定期性貯金	306,502	304,234	▲ 2,268
貯金計	432,138	432,230	92
貸出金	57,088	56,589	▲ 499
預金	341,125	340,458	▲ 667
有価証券	44,811	44,767	▲ 44
貯貸率	13.2%	13.1%	▲ 0.1%
貯証率	10.4%	10.4%	▲ 0.0%

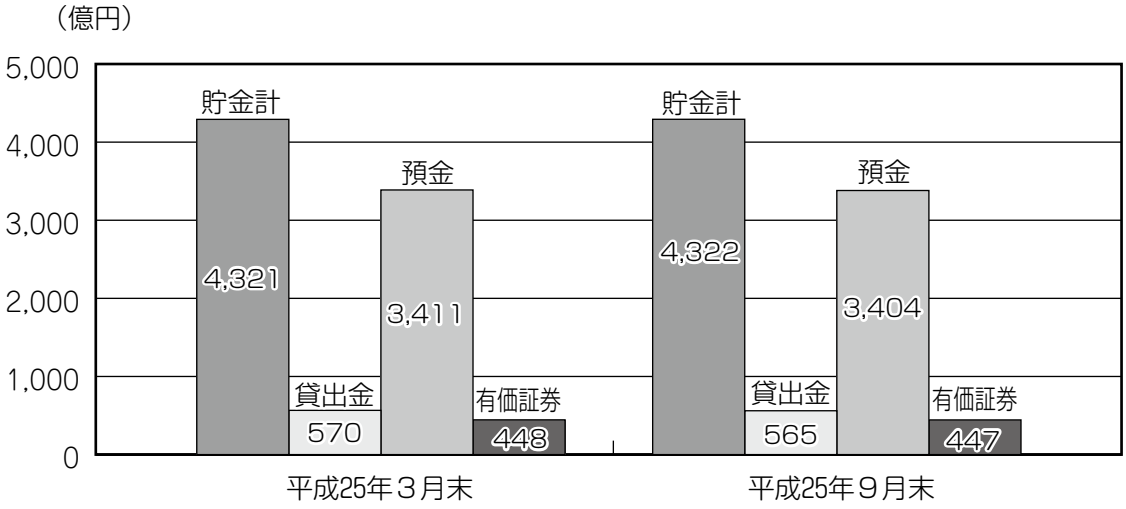

◇業種別の貸出金残高

（単位：百万円）

	平成25年３月末	平成25年９月末	増　減
農業	2,954	2,813	▲ 140
林業	156	149	▲ 7
水産業	21	17	▲ 3
製造業	2,590	2,511	▲ 79
鉱業	27	26	▲ 1
建設業	1,949	1,936	▲ 13
電気・ガス・熱供給・水道業	279	277	▲ 2
運輸・通信業	561	662	101
卸売・小売業・飲食店	819	827	7
金融・保険業	5,958	5,960	1
不動産業	286	268	▲ 18
サービス業	3,969	4,123	154
地方公共団体	8,837	8,708	▲ 128
その他	28,675	28,306	▲ 368
合　計	**57,088**	**56,589**	**▲ 499**

□　有価証券の状況

(1)　満期保有目的の債券で時価のあるもの

（単位：百万円）

種類		平成25年３月末			平成25年９月末		
		貸借対照表計上額	時　価	差　額	貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地　方　債	898	911	13	899	905	6
	社　　債	200	204	4	200	203	3
	小　　計	**1,098**	**1,116**	**17**	**1,099**	**1,109**	**9**
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社　　債	300	294	▲ 5	300	296	▲ 3
	小　　計	300	294	▲ 5	300	296	▲ 3
合　　計		**1,398**	**1,410**	**12**	**1,399**	**1,405**	**6**

(2)　その他有価証券で時価のあるもの

（単位：百万円）

種類		平成25年３月末			平成25年９月末		
		取得原価または償却原価	貸借対照表計上額	評価差額	取得原価または償却原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	国　　債	7,634	8,014	379	7,022	7,317	294
	地　方　債	9,804	10,271	467	9,762	10,047	284
	政府保証債	－	－	－	－	－	－
	金　融　債	1,100	1,111	11	1,100	1,105	5
	社　　債	21,314	21,799	484	19,309	19,654	345
	特殊法人債	－	－	－	1,600	1,639	39
	受益証券	168	206	38	93	132	39
	小　　計	**40,021**	**41,404**	**1,382**	**38,888**	**39,897**	**1,009**
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	国　　債	－	－	－	797	796	▲ 1
	地　方　債	－	－	－	499	496	▲ 3
	社　　債	2,028	2,008	▲ 19	1,529	1,519	▲ 9
	特殊法人債	－	－	－	198	197	▲ 1
	受益証券	－	－	－	493	461	▲ 31
	小　　計	**2,028**	**2,008**	**▲ 19**	**3,517**	**3,470**	**▲ 46**
合　　計		**42,050**	**43,413**	**1,362**	**42,406**	**43,368**	**962**

注　売買目的の有価証券はありません。
「子会社および関連法人等株式で時価のあるもの」は該当ありません。
時価は、期末日の市場価格にもとづいています。

□　金融 ADR 制度への対応

⑴　苦情処理措置の内容

当ＪＡでは、苦情処理措置として、業務運営体制、内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ、チラシ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所やＪＡ共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応につとめ、苦情等の解決をはかります。

まずは、当ＪＡの相談、苦情等受付窓口へお申し出ください。

受付時間：信用事業　８：45 ～ 17：00（金融機関の休業日を除きます。）
共済事業　８：45 ～ 17：00（土日、祝祭日及び12月31日～１月３日を除き、園部黒田支店ならびに福知山東部支店を除きます。）

京北支店	075-852-0250	亀岡中部支店	0771-22-0240
美山支店	0771-75-0013	亀岡川東支店	0771-22-0669
園部支店	0771-62-0560	篠支店	0771-22-0104
園部黒田支店	0771-62-1688	岩滝支店	0772-46-3055
八木支店	0771-42-2129	加悦支店	0772-42-2175
日吉支店	0771-72-0080	野田川支店	0772-43-0201
丹波支店	0771-82-1125	伊根支店	0772-33-0301
瑞穂支店	0771-86-0160	峰山支店	0772-62-0231
和知支店	0771-84-0300	大宮支店	0772-68-1000
福知山支店	0773-22-6205	網野支店	0772-72-5000
福知山東部支店	0773-27-3801	弥栄支店	0772-65-2231
亀岡中央支店	0771-22-1186	間人支店	0772-75-0440
亀岡西部支店	0771-26-2006	久美浜支店	0772-82-1200
亀岡大井支店	0771-24-0770	宮津支店	0772-22-1781
保津支店	0771-24-0880	宮津府中支店	0772-27-0026

上記支店のほか、下記の窓口でも受け付けます。

信用事業・京都農業協同組合 信用部
電話番号：０７７１－２２－６９８２　　電子メール：fureai@kyoto － ja.jp
受付時間：８：45 ～ 17：00（金融機関の休業日を除きます。）
・京都府ＪＡバンク相談所
電話番号：０７５－６９３－ 2105
受付時間：９：00 ～ 17：00（金融機関の休業日を除きます。）

共済事業・京都農業協同組合 共済部
電話番号：０７７１－２２－６９８３　　電子メール：fureai@kyoto － ja.jp
受付時間：８：45 ～ 17：00（土日、祝祭日および12月31日～１月３日を除きます。）
・ＪＡ 共済相談受付センター（ＪＡ 共済連　全国本部）
電話番号：０１２０－５３６－０９３
受付時間：９：00 ～ 17：00（土日、祝祭日および12月29日～１月３日を除きます。）

⑵　紛争解決措置の内容

当ＪＡでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

①　信用事業

・京都弁護士会紛争解決センター　　電話番号：０７５－２３１－２３７８
　受付時間：９：30 ～ 12：00、13：00 ～ 16：30　月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除きます。)

・東京弁護士会紛争解決センター　　電話番号：０３－３５８１－００３１
　受付時間：９：30 ～ 15：00　　月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除きます。）

・第一東京弁護士会仲裁センター　　電話番号：０３－３５９５－８５８８
　受付時間：10：00 ～ 12：00、13：00 ～ 16：00　月曜日～金曜日（祝日 、年末年始を除きます。）

・第二東京弁護士会仲裁センター　　電話番号：０３－３５８１－２２４９
　受付時間：９：30 ～ 12：00、13：00 ～ 17：00　月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除きます。）

・兵庫県弁護士会紛争解決センター　電話番号：０７８－３４１－８２２７
　受付時間：９：00 ～ 17：00　月曜日～金曜日（祝日、年末年始等を除く。詳しくは弁護士会にお尋ねください。）

※ 上記の弁護士会は、直接お申し立いただくことも可能です。
　また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センターでは、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

○現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

○移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※ 現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容は京都府ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センターにお問合せください。

・公益社団法人総合紛争解決センター
　京都農業協同組合信用部、京都府ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。

②　共済事業

・社団法人　日本共済協会　共済相談所　　電話番号：０３－５３６８－５７５７
　受付時間：９：00 ～ 12：00、13：00 ～ 17：00（土日、祝祭日および12月29日～１月３日を除く）

・財団法人　自賠責保険・共済紛争処理機構大阪支部　電話番号：０６－６２６５－５２９５
　ホームページ　http://www.jibai － adr.or.jp/

・財団法人　日弁連交通事故相談センター京都支部　　電話番号：０７５－２３１－２３７８
　ホームページ　http://www.n － tacc.or.jp/

・財団法人　交通事故紛争処理センター大阪支部　　電話番号：０６－６２２７－０２７７
　ホームページ　http://www.jcstad.or.jp/

□　反社会的勢力への対応

当ＪＡは、事業を行うにつき、平成19年６月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

・反社会的勢力との決別

当ＪＡは、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

・組織的な対応

当ＪＡは、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

・外部専門機関との連携

当ＪＡは、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

※「反社会的勢力」とは、「政府指針」に記載される集団または個人を指します。

□　金融円滑化に向けた取り組み

当ＪＡは、農業および地域金融における円滑な資金供給を最も重要な社会的役割の一つと位置付け、その実現に向けて取り組んでいます。

中小企業金融円滑化法は平成25年３月末に期限をむかえましたが、金融円滑化にかかる取り組みの基本的方針を制定し、引き続き取り組んでいます。

当ＪＡでは、この方針にもとづき、お客さまからのご相談等にはより一層丁寧な対応を心掛けてまいります。

≪金融円滑化にかかる措置の実施に関する方針の概要≫

当ＪＡでは、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本的方針」を、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本的方針（概要）

１．新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する、柔軟な対応

２．お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援

３．新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明

４．新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応

５．当組合の金融円滑化管理に関する体制

京都農業協同組合個人情報保護方針

京 都 農 業 協 同 組 合
代表理事理事長　岡　田　實　郎

平成17年３月28日制定
平成24年11月12日最終改訂

京都農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取り扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

１．当組合は、個人情報を適正に取り扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
　個人情報とは、法第２条第１項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。
２．当組合は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を取り扱います。
　ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。
　利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。
３．当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。
４．当組合は、取り扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。
　個人データとは、法第２条第４項が規定する、個人情報データベース等（法第２条第２項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。
５．当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
６．当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
７．当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。
　保有個人データとは、法第２条第５項に規定するデータをいいます。
８．当組合は、取り扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
９．当組合は、取り扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以　上

JA 京都経営理念・方針

【経営理念】

組合員との絆を大切にして、
愛され、信頼されるＪＡをめざします。

【経営方針】

一. 営農活動中心のＪＡ
　消費者に喜ばれる安全・安心な農産物の生産等、さらに高度な営農指導を中心事業として、生産に必要な資材を提供する購買事業を行います。
　全職員で農繁・日直対応を行います。

一. 強靭な信用力を持つＪＡ
　強靭な信用力と信頼のもとに、組合員の財産を全面的に守る信用・共済事業を行います。

一. 組合員との「ふれあい」を大切にするＪＡ
　一斉訪問、渉外活動等を通じて、組合員との「ふれあい」を大切にします。

一. 全ての事業を全利用していただけるＪＡ
　組合員一人一人が自らのＪＡとして「全ての事業を全利用」していただけるＪＡをめざします。

一. 協力組織を大切にするＪＡ
　農家（事）組合・農区、生産部会、女性部、年金友の会等の協力組織を大切にします。

一. 自分の守備範囲を完璧に守るＪＡ
　役職員は自分の守備範囲（地区、組合員、仕事等）を明確にして完璧に守り、組織内の連帯、協調を図ります。

一. 役職員がＪＡ運動のモデルとなるＪＡ
　役職員は、ＪＡ運動のモデルとして、率先して全利用に努め、協力組織の構成員となり、家族はＪＡ運動の理解者になります。
　また、居住する地域にＪＡ運動の理解者を多くつくります。